

2. 海外の普及状況

G20の中だと、日本・イギリス・中国以外の国ではすでに電動キックボードのシェアリングサービスが開始している。2017年にアメリカで始まった時から、約2年間で爆発的に普及した。



3. 海外の法整備

規制の厳しかった 国・地域

一定要件の下で規制を緩和



ドイツ

2019年6月に制度改正

※速度制限（20km/h）、自転車レーンと車道、ヘルメット不要、免許不要



イタリア

2019年7月に制度改正

※速度制限（車道30km/h、自転車道20km/h、歩道6km/h）、ヘルメット不要、免許不要



英国

制度改正に向け検討中

※速度制限（時速15.5マイル（約25km））、自転車レーンと車道

各国が規制の適正化を試行錯誤中

規制の緩かった 国・地域

急速に普及し課題も生じたため規制を強化



フランス（パリ）

2019年9月より規制強化（歩道禁止等）

※速度制限（20km・混雑箇所は8km）、自転車レーンと車道の走行可能、ヘルメット不要、免許不要



シンガポール

2019年11月より規制強化（歩道禁止等）

※速度制限（25km/h）、自転車レーン、ヘルメット不要、免許不要



サンフランシスコ

2019年1月より規制強化

※速度制限（時速15マイル（約24km））、自転車レーンと車道、ヘルメット必要（18歳未満）、免許必要

4. 日本の法律上の位置づけ

電動キックボードは、道路交通法上、原動機付自転車に該当する。

車両	自動車	原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車等以外のもの
	原動機付自転車	内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のもの
	軽車両	自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽けん引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの
	自転車	ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）
	電動アシスト自転車	
	トロリーバス	架線から供給される電力により、かつ、レールによらないで運転する車
車両非該当となる特例	身体障害者用の車いす	身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車いす（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）
	歩行補助車等	歩行補助車及びショッピング・カート（これらの車で原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）

5. これまで実施してきた実証実験(1/2)

マイクロモビリティ推進協議会としては、各事業者が単独で行う私有地での実証実験と、規制のサンドボックス制度の認定を取得して行う実証実験の2種類を行ってきた。

1

各事業者の私有地での実証実験

2

規制のサンドボックス制度認定のもと行う実証実験

5. これまで実施してきた実証実験(2/2)

1

各事業者の私有地での
実証実験

事業者単独の実証実験

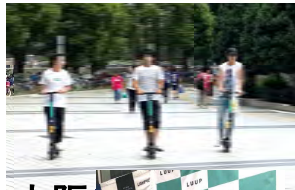
mobby ride

LUUP

ema



神戸



大阪



大洲



福岡



東京



Panasonic工場

協議会全体の実証実験



10月26日、30日 @ 柏の葉

2

規制のサンドボックス制度
認定に基づく実証実験

株式会社Luup



横浜国立大学
10月28日～12月25日

株式会社mobby ride



九州大学
11月1日～
2020年4月末日

6. 業界の自主的取組について

推進協議会の会員が行う電動キックボード・シェアリング事業につき、利用者の安全及び事業の信頼性を確保するための基本原則及び細則を定めることを目的とし、安全ガイドラインを作成。今後も、私有地での実証実験をより丁寧に、安全を遵守した形で行なっていき、実証を通して、適切な速度制御や通行区分の検証を行う。

安全ガイドライン（一部抜粋）

機体の規格・安全認証シール

機体の安全性確保

機体の規格は以下の通りとする。また、定期点検・整備、総合的な安全性が協議会参加者間で相互に確認された機体には、安全認証シールを発行する。サービス提供者は、安全認証シールのある機体を使用すること

【機体の規格】 設備一般、寸法、性能特性は以下の通りとする。

- ・ 時速：最高速度は毎時6kmを下限とし、毎時20kmを上限とする。
- ・ 寸法：幅（ハンドル幅）700mm以下、高さ1400mm以下、長さ2000mm以下とする。
- ・ 重さ：55kg以下とする。
- ・ 連続定格出力：500 W2以下

安全認定シール▶



保険加入

（事故への備え）

サービス提供者は、実験または事業活動によって発生した事故による利用者及び第三者が受けた損害を救済するための任意の保険に加入すること。

7. 今後の予定

- 実証を通してデータを集め、適切なルール（免許やヘルメットの要否、通行区分、速度等）を、関係省庁ともご相談しながら検証していきたい。
- 今後、政策提言を発表させていただく予定。